

<b>【軽自動車税（種別割）】</b>	
全期 ▶	6月 1日（月）
<b>【固定資産税】</b>	
1期 ▶	4月 30日（木）
2期 ▶	7月 31日（金）
3期 ▶	12月 25日（金）
4期 ▶	3月 1日（月）
<b>【市県民税】</b>	
1期 ▶	6月 30日（火）
2期 ▶	8月 31日（月）
3期 ▶	11月 2日（月）
4期 ▶	2月 1日（月）

**申し込み方法**  
市内の取扱金融機関または市役所の窓口で、納税通知書・預貯金通帳・通帳届出印を持参の上、手続きしてください。  
※ゆうちよ銀行で口座振替をされる方は、市役所の窓口ではお手続きすることはできませんので、直接ゆうちよ銀行または郵便局にてお手続きください。

**納付は便利な口座振替**  
市では、納付が便利な市税等の口座振替を推進しております。  
□座振替を利用することで、納め忘れの心配や納付にかけける手間が省けます。□座振替手続き後は翌年度以降も継続されます。

# 市税の支払いは口座振替で

税金は、私たちの暮らしを支え、豊かにする市の大切な財源です。今年度の市税等の納付期限は左記の通りです。期限までに忘れずに納付してください。

## 納付は便利な口座振替

市では、納付が便利な市税等の口座振替を推進しております。

□座振替を利用することで、納め忘れの心配や納付にかけける手間が省けます。□座振替手続き後は翌年度以降も継続されます。

## 申し込み方法

市内の取扱金融機関または市役所の窓口で、納税通知書・預貯金通帳・通帳届出印を持参の上、手続きしてください。

※ゆうちよ銀行で口座振替をされる方は、市役所の窓口ではお手続きすることはできませんので、直接ゆうちよ銀行または郵便局にてお手続きください。

## 年金だより

# ご存知ですか？ 『学生納付特例制度』

国民年金保険料を納めることが困難な学生の皆さん必見！



学生の場合、所得が少ないことなどにより、保険料を納めることが困難な場合は、『**学生納付特例制度**』を申請することが出来ます。  
承認されると、承認された期間の間、保険料の納付が猶予されます。

### 《対象となる方》

大学、短大、高等学校、専門学校、などの各種学校に在籍する学生等で、ご本人の所得が118万以下の方。

学生納付特例制度の手続きは、窓口申請とハガキ形式の2通りあります。  
窓口での申請に必要なもの

- ・令和2年度有効の学生証（コピー可）、または在学証明書
- ・認印（本人が署名する場合は不要）
- ・年金手帳
- ・前年中に退職されて学生になられた方は、雇用保険被保険者離職票等（コピー可）

### ハガキ形式の申請書で申請する場合

平成31年度に学生納付特例申請が承認された方で、令和2年度も引き続き在学予定の方（日本年金機構が把握している方に限る）には、ハガキ形式の申請書が3月下旬に送付されます。  
平成31年度と同じ学校等に在学している方は、このハガキに必要事項を記入してポストへ投函することで、令和2年度の申請が出来ます。

※ハガキ形式の申請の場合は、学生証・在学証明書の添付は、不要です。

※在学する学校が変わったり、ハガキが送付されなかった場合は、市民課国民年金係で申請を行ってください。

※ハガキはできるだけ4月中に返送してください。

★学生納付特例の承認期間は4月（または20歳誕生日）から翌年3月までとなりますので、申請手続きは毎年必要です。

★卒業、退学により学生でなくなった方で、引き続き4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、『**納付猶予制度**』や『**保険料免除制度**』があります。市民課国民年金係へご相談ください。



なお、学生納付特例が承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることのできる『**追納制度**』を利用されることをおすすめします。

### 追納制度

保険料免除や納付猶予などで承認された期間は、10年以内（例えば令和2年4月分は令和12年4月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっていきます。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。加算額が低く済むよう、お早めに追納することをおすすめします。

★追納は保険料が高くなることもありますが、追納は保険料が高くなることはありません。学生であっても経済的に余裕がある場合は、学生納付特例を利用せずに保険料を納めることをおすすめします。

### 令和2年4月からの保険料と年金額

【保険料】	月額 16,540円
【老齢基礎年金(満額)】	月額 65,141円

市民課 国民年金係 ☎973-5498

# 公共施設間連絡バス(具志川与勝線)

## 4月からの運行ダイヤ

# 4月1日(水)よりダイヤ改正

具志川与勝線1便の運行時間と2便の運行時間とルートが変更となります。左記の表をご確認ください。

問 市民協働課 ☎973-5487



No.	区分	1便 (具与1)	2便 (具与2)
1	具志川庁舎	8:28	9:44
2	具志川運動公園	8:39	9:55
3	上江洲公民館前	8:44	-
4	照間公民館前	8:54	10:03
5	与那城庁舎	9:04	10:13
6	平敷屋港旅客待合所	9:12	10:21
7	きむたかこどもセンター	9:17	10:26
8	平安名公民館前	9:25	10:34
9	勝連庁舎	9:32	10:41
10	平安名公民館前	9:39	10:48
11	きむたかこどもセンター	9:47	-
12	平敷屋港旅客待合所	9:52	10:58
13	与那城庁舎	10:00	11:06
14	照間公民館前	10:06	11:14
15	上江洲公民館前	10:14	11:22
16	具志川運動公園	10:19	11:27
17	うるみん	10:29	11:38
18	具志川庁舎	10:34	11:43